

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	窪田町地区地区計画	
地区の区分	A地区	B地区
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(に)項第2号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げるもの (2) 法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除く。) (3) 畜舎	
建築物の敷地面積の最低限度	120 m ²	500 m ²
壁面の位置の制限	都市計画道路日和山山田町線からは1m。 ただし、軒の高さが2.3m以下の自動車車庫で透視可能なものは、この限りでない。	
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。	15mを超えてはならない。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、高さ1メートル以下のもの又は透視が可能な形状のものは、この限りでない。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。